

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年9月14日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	金丸幸司君
	秋山照雄君		赤澤厚君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（13名）

議長	長谷部集君		伊藤毅君
	加藤敬徳君		清水和弘君
	横山洋介君		金丸寛君
	小澤重則君		清水正二君
	斉藤芳夫君		山本英俊君
	内藤久歳君		藤原正夫君
	保坂芳子君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	輿石春樹君	総務部長	三井敏夫君
市民部長	望月映樹君	生活環境部長	小田切聡君
教育部長	三澤宏君	秘書政策課長	丸山英資君
企画財政課長	山田洋君	総務課長	石合雅史君
人事課長	高鳥悟君	防災危機管理課	長谷川秀明君

市民窓口課長	山岡 広司 君	税務課長	長田 裕二 君
教育総務課長	加藤 文雄 君	学校教育課長	内藤 和彦 君
総合政策係長	大木 康 君	広聴広報係長	中村 大輔 君
財政係長	宮本 裕 君	総務係長	小林 一三 君
人事係長	瀧波 秀彰 君	給与係長	小池 清美 君
防災減災係長	広瀬 修 君	戸籍係長	名取 晶子 君
市民税係長	金子 智奈美 君	資産税係長	丸茂 貴幸 君
庶務係長	宮川 佳子 君	施設係長	伊藤 達郎 君
保健給食係長	荻原 実香 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下 和也	書記	興石 文明
書記	中込 美智子		

審査内容

- 1 条例審査
 - 議案第50号 甲斐市税条例の一部改正の件
- 2 補正予算審査
 - 議案第53号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）
- 3 請願審査
 - 請願第30-4号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 4 その他

開会 午前 9時27分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、滝川委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） おはようございます。

昨日は、2つの常任委員会が無事終了しまして、きょう総務教育常任委員会を残すのみとなりました。

テレビでは、毎日大坂なおみ選手の報道がたくさんされていて、賞金獲得金額が4億を超えて、そして、きのうは1,000万くらいする自動車をいただけたという報道されていて、うらやましい限りでございます。私たちにはとても手が出ないような金額ですけれども、身内に1人そんな孫がほしいなと思っているところであります。

本日は、常任委員会がスムーズに行われますように、皆様にご協力をお願いいたしまして、さっそく総務教育常任委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開催いたします。

なお、赤澤委員は遅刻の旨の連絡がありましたので、報告いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（滝川美幸君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思っております。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質

間は1回までといたします。

審査に入る前に、お諮りいたします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例審査を行います。

議案第50号 甲斐市税条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

長田税務課長。

○税務課長（長田裕二君） おはようございます。

甲斐市税条例の一部改正について説明に入る前に、申しわけありませんが、資料の訂正をお願いするものであります。

甲斐市定例市議会資料、こちらになります。5ページになります。

甲斐市税条例の一部改正中の3点について訂正をお願いします。

まず、資料の一番左側にあります現行項番号第4項、その右側の改正項番号第3項、その右側の条文の欄において、上から4番目になりますが、「条例で定める割合は2分の1とする」と記載されていますが、「4分の3」の誤りでありますので訂正をお願いいたします。

次に、資料の一番左側にあります現行項番号第6項、その右側の改正項番号第5項及び現行項番号第7項、その右側の改正項番号第6項において、中央部分にあります改正点欄が空欄となっております。それぞれ「項ずれ」と記入をお願いするものであります。訂正についてよろしくをお願いします。

それでは、市民部税務課より、議案第50号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして説明をさせていただきます。

甲斐市定例市議会議案の15ページをお願いします。

議案第50号 甲斐市税条例の一部改正につきまして、まず、この改正の提案理由といたしまして、18ページ、一番下の欄をお願いします。

これは、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。これが、この条例案を提出する理由であります。

次に、改正の概要につきまして、甲斐市定例市議会資料1ページをお願いします。

改正の項目としましては、大きく分けて市民税関係、固定資産税関係の改正となっております。説明は、この概要に沿って6ページ以降の新旧対照表と並行して改正の主な点のみ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、市民税関係になります。

1番、市民税の納税義務者等に係る改正は、人格のない社団等については、今回改正を行う電子申告義務化に係る規定を適用しないこととする改正であります。条例改正箇所は第23条となります。施行日については32年4月1日となります。

改正箇所の内容になりますが、6ページの新旧対照表をお願いします。

新旧対照表ですが、左側が改正後の、右側が改正前のそれぞれ条文で、下線部分が改正箇所となっております。

まず、今回の改正で新たに第48条第10項から第12項の規定が整備され、大法人の電子申告が義務化をされましたが、そこにあるとおり第23条第3項において、「(第48条第10項から第12項までを除く。)」が加えられることにより、法人でない社団、財団は電子申告義務化の規定が適用されないこととなります。

資料の1ページをお願いします。

2番、個人の市民税の非課税の範囲の引き上げは、定義変更により控除対象配偶者を同一年計配偶者に改め、障害等の非課税措置の所得要件及び均等割の非課税限度額をそれぞれ引き上げる改正であります。改正箇所は第24条関係となります。施行日については、定義変更による改正は平成31年1月1日、非課税措置の所得要件、非課税の限度額についての改正は平成33年1月1日となります。

改正箇所の内容になりますが、7ページの新旧対照表をお願いします。

第24条第1項第2号は、障害者等の非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引き上げる改正であります。第24条第2項は、定義変更により控除対象配偶者を同一年計配偶者に改め、均等割の非課税限度額を計算するに当たり、新たに10万円を加える改正であります。

資料の1ページをお願いします。

3番、4番については基礎控除額、調整控除額に所得要件を新たに規定するものであります。

まず、3番、所得控除に係る所得要件の創設は、基礎控除額に所得要件の2,500万以下を新たに規定する改正であります。条例改正箇所は第34条の2となります。施行日について

は、平成33年1月1日となります。

4番、調整控除に係る所得要件の創設は、調整控除額に所得要件の2,500万以下を新たに規定する改正であります。条例改正箇所は第34条の6となります。施行日については、平成33年1月1日となります。

改正箇所の内容になりますが、7ページ、8ページの新旧対照表をお願いします。

第34条の2第1項において、前年の合計所得金額が2,500万以下であると新たに規定されましたので、所得が2,500万円を超えると基礎控除の適用が受けられなくなります。これに伴い、第34条の6第1項においても、前年の合計所得金額が2,500万円以下であると新たに規定されましたので、所得が2,500万円を超えると調整控除も適用されないこととなります。資料の2ページをお願いします。

5番、市民税の申告に係る改正は、年金所得者に係る配偶者控除の申告要件を見直し、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする改正であります。条例改正箇所は、第36条の2となります。施行日については、平成31年1月1日となります。

改正箇所の内容になりますが、9ページの新旧対照表をお願いします。

年金所得者が配偶者特別控除の適用を受けるためには、住民税の申告書を提出しなければなりません。第36条の2第1項において、「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係る者を除く。)」が加えられたことにより、市に提出される公的年金等支払報告書において源泉控除対象配偶者の有無等及び所得の見積もり額が記載されることに伴い、住民税の申告書を提出しなくても配偶者特別控除の適用が受けられることとする改正であります。

資料の2ページをお願いします。

6番、法人の市民税の申告納付に係る改正は、大法人に対する申告書の電子情報処理書式による提出義務について規定する改正であります。条例改正箇所は第48条となります。施行日については、平成32年4月1日となります。

改正箇所の内容になりますが、10ページの新旧対照表をお願いします。

第48条第10項は、資本金1億円以上の法人に対する申告書の電子情報での提出を義務化する規定。11ページになりますが、第11項は電子情報で提出された申告書を、通常の納税申告とみなして条例規則を適用する規定。第12項は電子情報による申告が市長に到達したときを規定する、それぞれの整備となります。

資料の 2 ページをお願いします。

7 番、個人の市民税の所得割の非課税の範囲の引き上げは、所得割の非課税限度額を引き上げる改正であります。条例改正箇所は附則第 5 条となります。施行日については、平成 33 年 1 月 1 日となります。

改正箇所の内容になりますが、11 ページの新旧対照表をお願いします。

附則第 5 条第 1 項は、所得割の非課税限度額を計算するに当たり、新たに計算に 10 万円を加える改正であります。

資料の 2 ページをお願いします。

8 番、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定の整備は、租税特別措置法の改正に伴う条ずれの対応になります。条例改正箇所は、附則第 17 条の 2 となります。施行日については、平成 31 年 1 月 1 日となります。

改正箇所の内容になりますが、14 ページの新旧対照表をお願いします。

附則第 17 条の 2 第 3 項は、根拠法令の改正に伴う条ずれ対応の改正であります。

次は、固定資産税関係になります。

資料の 2 ページをお願いします。

9 番、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の改正については、償却資産の固定資産税におけるわがまち特例についての条例で定める割合の規定及び項ずれ整備であります。条例改正箇所は、附則第 10 条の 2 各項となります。施行日については公布の日となります。

改正箇所の内容になりますが、5 ページの別添資料 A 3 判の先ほど訂正をお願いした資料をお願いします。

今回の地方税法附則第 15 条関係の改正では、新たな規定整備とそれに伴う項ずれ、号ずれ整備が多数ありましたので、条例附則第 10 条の 2 に関連するものを一覧表にしたものになりますが、資料 3、4 ページの一部改正の概要にあります主な改正の内容について説明をさせていただきます。

まず、その A 3 の表の一番左側の現行項番号及びその右側の改正項番号、それぞれ第 1 項の水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場等の污水廃液処理施設に係る課税標準の特例措置については、地方税法に規定する参酌割合をもって固定資産税の課税標準とするもので、今回参酌割合が 3 分の 1 から 2 分の 1 になり、またその取得期限が 2 年延長されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、表の一番左側の現行項番号の第3項は、土壤汚染対策法の指定有害物質排出抑制施設が適用対象から除外となりましたので削除となります。この第3項の削除によりまして、現行項番号の第4項から第7項は、改正項番号のとおり第3項から第6項にそれぞれ繰り上がります。

次に、表の一番左側の現行項番号第5項、その右側の改正項番号第4項の特定都市河川浸水水害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留施設に係る課税標準の特例措置については、地方税法に規定する参酌割合をもって固定資産税の課税標準額とするもので、今回参酌割合が3分の2から4分の3になり、また、その取得期限が3年延長されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、表の一番左側の現行項番号第6項から第10項、その右側の改正項番号では、第5項から第14項の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る課税標準の特例措置については、改正前の地方税法に規定する特例措置の参酌割合は、表の一番左側の現行項番号第6項が太陽光、第7項が風力のそれぞれの発電設備について3分の2、表の一番左側の現行項番号第8項が水力、第9項が地熱、第10項がバイオマスの、それぞれの発電設備については2分の1と従前なっておりましたが、今回の改正により、それぞれの発電設備の特例割合の枠組みを広げる規定の整備が行われ、地方税法で規定する3分の2の参酌割合とするのは、表の改正項番号第5項太陽光1,000キロワット未満、第6項の風力20キロワット以上、第7項の水力5,000キロワット以上、第8項の地熱1,000キロワット未満、第9項のバイオマス1万キロワット以上2万キロワット未満の発電設備となります。

4分の3の参酌割合とするのは、表の改正項番号第10項太陽光1,000キロワット以上、第11項の風力20キロワット未満の発電設備となります。2分の1の参酌割合とするのは、表の改正項番号第12項水力5,000キロワット未満、第13項の地熱1,000キロワット以上、第14項のバイオマス1万キロワット未満となります。

この再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の対象となる設備は、太陽光設備については、国の固定価格買い取り制度の認定を受けているものは対象外、太陽光設備で対象となるものは、固定価格買い取り制度の認定を受けていないもので、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたものが対象となります。風力、水力、地熱、バイオマス、それぞれの発電設備については、固定価格買い取り制度の認定を受けたものが対象となります。それぞれ新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定

資産税について対象となります。

以上、主な改正内容について説明させていただきましたが、現在のところ、本市においては主な改正内容の対象となる施設はございません。また、今回の改正に合わせ、項ずれ、号ずれの改正も行っております。

資料の4ページをお願いします。

②第2条関係は、法改正に伴う項ずれの対応であります。条例改正箇所は附則第10条の2となります。施行日については、平成31年4月1日となります。

改正箇所の内容になりますが、15ページの新旧対照表をお願いします。

附則第10条の2第15項、第16項については、地方税法附則第15条関係の改正に伴う項ずれの整備であります。

以上で議案第50号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして説明を終わります。

いずれにしましても、地方税法の改正に伴う条例の改正であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 資料の2ページの下の方にある、固定資産税におけるわがまち特例というのをちょっと説明してください。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） わがまち特例ですけれども、正式名は地域決定型地方税制特例措置というものであります。

この制度は、平成24年度に地方税法の一部を改正する法律により導入する旨の改正が行われたものであります。導入の趣旨については、地方自治体の自主性・自立性を一層高めるとともに、地域の実情に即した展開ができるようにするという観点から、特例措置を独自に判断し、条例で決定できるようにする仕組みを導入したものであります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） A3判の表なんですが、3段目にある土壤汚染抑制施設が削除されて

いますけれども、具体的にはどんなあれですか。

○委員長（滝川美幸君） しばらくお待ちください。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） じゃ、ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時53分

○委員長（滝川美幸君） それでは、再開いたします。

長田課長。

○税務課長（長田裕二君） すみません、今、資料等がありませんので、後ほど説明をさせていただきます。

○委員長（滝川美幸君） ほかに委員より質疑がありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑をいたします。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、もう一度教えてもらいたいですけれども、そのわがまち特例のところ、要は、例えば太陽光とかいろいろ発電施設の軽減期間というのがあって、それを各市町村で決められるということだと思えますけれども、これはあくまでもそれに対して固定資産税の軽減を図れるという意味でよろしいんですよね。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） そうです。そのとおりであります。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） であれば、例えば太陽光、今メガソーラーとかふえていますけれども、この軽減措置というのはかなり悪い方向に持っていったほうが、市としては逆にいいとは思いますが、その点どうなんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 先ほどの説明の中でもちょっと説明させていただきましたが、太

陽光については、国の買い取り価格制度の認定を受けているものは対象になりません。ですので……

[発言する者あり]

○**税務課長（長田裕二君）** 今回の改正によりそういうふうになりましたので、あくまで自社で発電、太陽光パネルをつけて消費するものというふうな解釈になります。

○**委員長（滝川美幸君）** よろしいですか。

ほかに傍聴議員からありますか。

清水議員。

○**議員（清水正二君）** ちょっと教えてください。1ページの市民税の納税義務者に係る改正のところ、人格のない社団等についてはとあるんですけども、これ人格のない社団というのは俗に言うどういったものが入るんですか。自治会とかそういったものが含まれているのか、そこら辺ちょっと教えていただけますか。

○**委員長（滝川美幸君）** 長田課長。

○**税務課長（長田裕二君）** 社団とか財団法人で、代表者の指定のあるものというのは説明資料等の中を見ると載っているんですが、あとはPTAとか町内会とか、おおまかに説明しますと、そんなものも人格のない社団の中には入るのかなと思っております。

○**委員長（滝川美幸君）** 清水議員。

○**議員（清水正二君）** そういった、ここに今、施行が32年4月1日からとあるんですけども、そういったものからも納税の義務とかそういったことが発生したことというのは過去にあるんですか。

○**委員長（滝川美幸君）** 長田課長。

○**税務課長（長田裕二君）** 今、私、説明しましたPTAとか町内会、そういうものの方から申告を提出されているという事例はありません。

○**委員長（滝川美幸君）** よろしいでしょうか。

[「先ほどの松井議員からの」と呼ぶ者あり]

○**委員長（滝川美幸君）** それでは、先ほど松井議員からのご質問の答弁があるようですので、お願いいたします。

長田課長。

○**税務課長（長田裕二君）** 先ほどの松井議員からのご質問の件に関して回答をさせていただきます。

土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設ということで、具体的にどんな施設があるかということのご質問ということですので、ちょっと今、先ほど調べまして、具体的な対象資産となるものについては、フッ素系の溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性吸着回収装置というようなのが主な資産のあれになります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） それでは、よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、傍聴議員の質疑もないようですので、以上で議案第50号の質疑を終了いたします。

これより、議案第50号 甲斐市税条例の一部改正の件について討論、採決を行います。
本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第50号を終わります。

これで条例審査を終わります。

ここで、職員入れかえのための暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時01分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第53号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、初めに、人事課より、本常任委員会所管の人件費の補正について説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまです。

人事課より、人件費の補正につきまして、初めに職員全体の概要について説明をさせていただきます、その後に総務教育常任委員会所管の課目について説明をさせていただきます。

定例市議会資料の18ページをお願いいたします。

18ページの補正予算人件費明細表をごらんいただきたいと思います。上段の表の左側の正職員の欄をお願いいたします。

正職員の補正予算の内容は、本年4月1日の定期人事異動に伴い、当初予算作成時に各所属に在籍をしていました職員の予算課目に変更が生じたため、各予算科目間の組み替えを行うものと、昇給・昇格に伴います給料、職員手当額の増額によるもの、また、共済費の事業主負担の増額によるものであります。

平成30年1月1日時点で、定年退職者と新規採用職員を見込んだ職員数が449人、その後、本年3月末に自己都合退職者が4人生じたことから、9月1日現在は当初予算より4人少ない445人となっております。

次の、正職員の表の2節給料の補正額は、職員数が当初予算作成時に予定されなかった自己都合退職者により4人の減額分と、昇給・昇格に伴います給料月額を増額分を相殺し、771万9,000円の増額となります。

3節の職員手当につきましても給料と同様に、増減分を相殺し、2,023万7,000円の増額となります。

4節の共済費につきましては、職員数の減額分と事業主の負担率がふえたことにより増額分を相殺し、573万6,000円の増額となります。28節の繰出金は、水道事業会計に繰り出す児童手当分で、職員の異動に伴い30万円の減額となります。正職員の人件費の補正額は3,339万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、中段の再任用職員の表をごらんください。

再任用職員は、平成29年度任用の8人と、平成30年度に再任用を希望した7人の15人を予定していましたが、平成30年度任用希望者のうち1人が辞退したため、現在14人となっております。

2節給料と3節職員手当につきましては1人分の減額、4節の共済費につきましては、正職員と同様に事業主の負担率がふえたことによります増額となっており、合計で260万円の減額となります。

次に、下段の嘱託非常勤臨時職員の表をごらんください。

嘱託臨時職員は異動はありませんでしたが、非常勤職員につきましては、正職員の自己都合退職者の代替や保育士の増員、育児休業者の代替等により、当初予算時の324人から13人増員の337人となっております。補正額につきましては、13人分の増員分で1節報酬1,719万1,000円、4節共済費130万5,000円、合計1,849万6,000円の増額をお願いするものであります。

次に、9月補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

総務教育常任委員会所管の科目につきまして、補正予算の内容を説明いたします。

給料、職員手当の増減額の理由は、先ほど説明しましたとおり、人事異動によります職員の入れかわりによるものと、昇給・昇格によります増額分。共済費につきましては、事業主の負担率の変更によります増額分であります。

最初に、1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。01議会事務局職員費につきましては、72万2,000円を減額するものであります。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。01総務管理関係職員費につきましては、5,139万3,000円の増額となります。02総務管理関係嘱託非常勤職員等費につきましては、1,193万1,000円の増額となります。06再任用職員費は、先ほど説明しましたとおり、260万円の減額であります。

7目支所及び出張所費です。03敷島支所関係職員費につきましては、61万8,000円を増額するものであります。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

05双葉支所関係職員費につきましては、221万3,000円を増額するものであります。

2項徴税費、1目税務総務費です。01税務関係職員費につきましては、4万8,000円の減額であります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費です。01戸籍住民関係職員費につき

ましては、27万7,000円を増額するものであります。

6項監査委員費、2目監査委員事務局費です。01監査委員事務局関係費につきましては、38万円を増額するものであります。

次に、18ページ、19ページの中段の行になりますけれども、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費です。01教育管理関係職員費につきましては、212万3,000円を増額するものであります。

2項小学校費、1目学校管理費です。01小学校関係職員費につきましては、3万7,000円を減額するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費です。01中学校関係職員費につきましては、37万8,000円を増額するものであります。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

4項学校給食費、1目給食センター費です。01給食センター関係職員費につきましては、2万4,000円を減額するものであります。

6項社会教育費、1目社会教育総務費です。01社会教育関係職員費につきましては、43万1,000円を増額するものであります。

2目公民館費です。01公民館関係職員費につきましては、72万7,000円を減額するものであります。

5目図書館費です。01図書館関係職員費につきましては、528万1,000円を減額するものであります。02図書館関係嘱託非常勤職員等費につきましては、240万5,000円を増額するものであります。

7項保健体育費、1目保健体育総務費です。01保健体育関係職員費につきましては、3万7,000円を減額するものであります。

以上が総務教育常任委員会が所管します人件費の補正に関する説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 議会資料の18ページ、最初の説明の中で、正規職員が減っているけれども、昇任・昇格で金額的にはふえると。これはいいんですが、その次の職員手当について結構ふえているんで、これは何か具体的な理由があれば教えてください。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 職員手当につきましても昇給・昇格によりまして給料月額が増加しますと、これに伴ってふえるという、そんな関係でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 計算上はそういうことでもいいんですが、給料に比べて割とふえているなという感じがしたんで、ちょっと気になったんですが。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 給料のほうを申しますと、給料のほうが770万という増額ですけれども、その内訳になりますと、昇給・昇格の分が主で3,200万ほどありまして、退職職員の分も4人分、その分が1,600万ほど減る関係があったり、また、育児休業ですとか部分休業ですとか、そういう方も予算時は100%見ていますけれども、今回そういう方が取得することになりまして、それを減額するようなことになって、その差し引きによって、ちょっと給料と手当の金額は若干違いますけれども、内容的には同様でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑がありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） それでは、質疑がないようですので、なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

小澤議員。

○議員（小澤重則君） ちょっと教えていただきたいんですが、共済費の負担率が増加したということ、どのくらい増加したのか、どんな理由で負担率が上がったのか教えてください。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） まず、負担率のほうですけれども、率のほうは2種類ありまして、40歳以上の職員が適用する介護保険料が入った分と、あとは入っていない分と2種類ございます。介護保険が入っているほうにつきましても、上がった率ですけれども、ちょっと細かい数字ですが、1000分の0.9413が上がった率でございます。介護なしのほうも1000分の0.9113というような数字でございます。

上がった理由というのは、ちょっと詳細にはわかりませんが、共済組合の中で決め

られた数字でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員から質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、人事課関係の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、総務課より、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明をお願いいたします。

石合総務課長。

○総務課長（石合雅史君） お疲れさまです。

総務課から9月補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、13文書管理事業へ193万円を増額いたすものでございます。

補正額の内訳であります。2点ございます。

まず、1点目は、会計年度任用職員制度導入に伴う例規改正等支援業務の委託経費として49万7,000円を増額いたすものでございます。昨年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正され、非常勤職員や臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに一般職の会計年度運用職員制度が創設され、平成32年4月から新制度のもと運用されることとなります。これらの制度改正に対応するため、関係する全ての例規の整備を行う必要があります。対象となる例規が広範囲に及ぶことから、現状の運用状況調査、新たな制度説明、また事前研修会等の開催など、例規整備とあわせて総括的な支援を委託する内容であります。

2点目でございます。

各調査官及び関係機関の文書配送を行っているメール便車の更新経費として、143万3,000円の増額であります。メール便車につきましては、去る7月12日にミッションの故障により運行が困難となりました。当該車両は平成15年に購入し、走行距離は19万キロを超えていることから、年度途中ではございますが急遽車両の更新を行うため、車両本体ほか必要経費の増額補正をお願いするものでございます。

以上、総務課に関係いたします補正予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

それでは、ないということですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、総務課関係の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、市民窓口課より、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費について説明をお願いいたします。

山岡市民窓口課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 改めまして、おはようございます。

それでは、市民窓口課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

上から3段目になりますけれども、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費のうち、11戸籍事務費につきまして45万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源につきましては全額国庫補助金でございます。

内容につきましては、13節の委託料でございます。これは、戸籍事務への社会保障・税番号制の導入に向けまして、市町村間で異なる文字を収集した上で同定作業を実施するために、システム事業者への文字情報の収集をしていただく委託料となっております。

以上が市民窓口課の補正予算の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、市民窓口課関係の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、双葉支所市民地域課より、2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費について説明をお願いいたします。

小田切生活環境部長。

○生活環境部長（小田切 聡君） 大変お疲れさまでございます。

双葉支所市民地域課より9月補正について説明をさせていただきます。

本来ですと、双葉支所市民課長であります保坂課長によりご説明をさせていただくところではありますが、所用がございまして欠席をしており、かわりに生活環境部の小田切より説明をさせていただきます。

補正予算説明書によりご説明をさせていただきます。

補正予算説明書8ページ、9ページをお開きください。

下段にあります2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費であります。

補正前の額2億4,011万8,000円に補正額599万2,000円のうち、ページをめくっていただき11ページをお願いします。説明欄上、上から2つ目、20番双葉庁舎維持管理費316万1,000円の増額をお願いするものであります。

財源内訳としましては全額一般財源でございます。

この316万1,000円の内訳であります。11節需用費60万5,000円と、15節工事請負費255万6,000円です。11節需用費60万5,000円は、2階会議室の天井窓枠に雨漏りが生じたための修繕費です。15節工事請負費255万6,000円は、庁舎ロビーが吹き抜けで暖房効率が悪いと、来庁者が寒いとの苦情があり、暖気が逃げないように移動可能な仕切り板パネルを設置する工事です。工事の概要ですが、割れにくく安全性が高い透明なポリカーボネート製のパネルを設置します。入り口は引き戸になっており、移動式ということで、必要でないときは折りたたんで1カ所に納めるようになっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、双葉支所市民地域課関係の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時37分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、教育総務課より、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費及び繰越明許費について説明をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） よろしくをお願いいたします。

教育総務課から補正予算につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、07双葉中学校費3,115万円の増額につきましてご説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、これまで議会、学校、PTAからご要望等をいただいております双葉中学校に、普通教室2教室を確保し、少人数学級に対応するための教室改修工事、トイレ、更衣室、水飲み場の不足を改修するための校舎増築の設計並びに大規模改修工事実施設計に係る予算の増額補正をお願いするものでございます。

本日お配りいたしました資料によりご説明をいたします。

初めに、A3の大きいほうの用紙の双葉中学校配置図・平面図（工事箇所図）をごらんください。そちらの大きいほうの紙になります。上が学校の配置図、中ほどから下が各階の平面図でございます。

初めに、教室改修工事につきましてご説明いたします。

配置図校舎の中の太枠、改修と記載をしてあるところ、こちら、それから平面図では3階、4階の太枠網がけ部分の普通教室（理科準備室）と記載をしてあるところが今回の改修箇所でございます。理科準備室を普通教室に改修するものとなっております。

また、平面図の2階から3階の各教室に、学年、学級番号及び本年度当初の生徒数を記載しております。2階の3年生は5クラスで、県の育みプランにより少人数学級を選択しております。また、3階、4階の1、2年生の4クラスで40人学級となっております、県の

アクティブプランにより教員の加配を受けております。3階及び4階の各理科教室隣の理科準備室を普通教室に改修することによりまして、全学年同じフロアに5教室を確保し、より丁寧な指導を行うための少人数学級に対応するものでございます。

なお、理科準備室につきましては、平成30年度当初予算の中学校整備によりまして、理科教室内に新たに理科準備室を設置しております。この図の3階、4階の左の上の網かけ部分が新しい理科準備室となっております。

次に、トイレ、更衣室、水飲み場の増築設計及び校舎の大規模改修工事の設計委託につきましてご説明をいたします。

生徒数の増加に伴い、不足している旨のご要望をいただいておりますトイレ、更衣室、水飲み場の不足を解消するため、増築設計に係る予算をお願いするものでございます。

配置図、平面図のとおり、校舎北側太柱部分の1階から4階までを増築をし、トイレ、更衣室、水飲み場を増設するものでございます。また、既存の1階職員来客用トイレにつきましては、備品庫への改修を予定しております。

続きまして、大規模改修工事の設計委託につきましてご説明いたします。

双葉中学校の校舎は、昭和51年度、53年度に建築をし、約40年経過していることから老朽化が進んでおります。また、7月27日の総務教育常任委員会におきましてご説明をいたしました甲斐市立学校施設長寿命化計画策定作業における昨年度の老朽化調査及び評価におきまして、最も優先度が高いとの評価結果となっております。このため、学校施設長寿命化計画は現在策定作業中ではありますが、来年度の学校施設環境改善交付金の申請に向けまして、大規模改修工事に係る実施設計の予算計上をお願いするものでございます。

それでは、今度はA4のほうの紙をごらんいただきたいと思います。こちらの小さいほうの用紙になります。

「双葉中学校 改修工事・増築工事・大規模改修工事関係スケジュール（案）」をお願いいたします。

まず、1つ目の、教室改修工事関係につきましては、黒板、ロッカー、床の張りかえ、ドアの改修、照明等の普通教室改修工事並びにテレビ、教卓、机、椅子等の備品購入を予定しております。今回の9月補正予算に計上いたしまして、今年度中の完成予定でございます。

2、増築工事関係につきましては、9月補正予算によりトイレ、更衣室、水飲み場等の増築設計を委託、また増築工事につきましては、平成32年度から平成33年度を予定しております。

3の大規模改修工事関係につきましては、本年度9月補正予算により屋上防水、外壁塗装、内装、建具、機械、電気設備等の実施設計を委託、また、大規模改修工事につきましては2工区に分けて、平成32年度から34年度の施工を予定しております。1工区、2工区の各工事概要は記載のとおりでございます。

なお、増築工事及び大規模改修工事の設計につきましては、一括発注を予定しております。また、工事につきましても、増築工事と大規模改修工事を同時に発注しまして、工期を短縮することにより、学校及び生徒の負担に配慮することとしております。

改めまして、補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

1目中学校費、07双葉中学校費3,115万円は、トイレ、更衣室、水飲み場等の増築及び大規模改修工事に係る実施設計の委託に係ります委託料1,620万円、理科準備室を普通教室に改修するための工事請負費に1,270万円、教室で使用する備品購入費に225万円の補正をお願いするものでございます。

22ページの繰越明許費をお願いいたします。

10款教育費、3項中学校費、01学校管理費双葉中学校施設整備費委託料1,620万円につきましては、設計期間9カ月を要し、年度内に業務を完了する見込みがないため繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、課長のほうから説明していただきました。双葉中学校もいよいよかという感じがしたんですけども、いよいよこの改修をしていただけるということですが、先ほどの教室の増築みたいな部分でちょっとご説明があったんですけども、これはどのくらいを……、生徒が若干でもふえていますよね、双葉中学。どのくらい先を見越してのこういう改築なんですか、増築とかというのは。

○委員長（滝川美幸君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 双葉中学校のこの普通学級の増設に関しましては、平成41年まで、平成というとあれですけども、平成41年までを一応推計をいたしまして、通常学級が15学級、あと特別支援が4から5というところで見込んでございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それで、この大規模改修、先ほどの双葉中学校、優先順位が1位だということでここからやっていただけるということなんですけれども、甲斐市には5校ありますよね、中学校が。その辺のほかの状況はどうなんですか、この改修。もうやられた竜王中学なんか、もう前やっていてですけれども、今後の予定として中学校、全体としてはどういう予定となりますか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 中学校全体というか、小学校も含めまして、今、優先順位の検討をしているところでございます。その中で、先ほどもご説明をいたしましたとおり、双葉中学校の老朽化が一番ひどいということと、それから双葉中学校につきましてはこれまで大規模改修を実施しておりませんので、教室等内部の傷みがひどいということがございますので、今回はとにかく双葉中学校を優先して予算の計上をさせていただくということでお願いをしております。

また、今後計画を策定していく中で、全体の学校の順位づけを今、作業をしておりますので、改めましてそちらのほうは大規模改修工事の計画の説明をいずれさせていただきますので、その中でご説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

○委員（有泉庸一郎君） はい。

○委員長（滝川美幸君） ほかに質疑がありますか。

金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） 確認なんですけれども、前回の学校施設の長寿命化計画で各学校、先ほど調査して、それでランクをつけて、その中でも双葉中学校とあったんですけれども、今回この教室とかトイレとかというのは、ちょっと要望等もあって、それで急遽の補正で対応するということですよ。あれですか、1区とか2区の平成32年とか平成33年度というのは、それはこの学校施設長寿命化でこれを進めていくということですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） トイレ等の増築につきましては、学校施設の長寿命化とは別になります。トイレ、更衣室、水飲み場につきましては、あくまでももともと校舎がつくら

れたときにこれだけの生徒数を想定してつくられておりません。その関係で今現在不足をしておりますので増築をするというものとなっております。また、増築工事の中では32年度から33年度の工事の予定ということで記載をしておりますが、おおむね単年度で施工ができるかとは考えておりますが、そうはいいましても、実際に工事の着手等のタイミングにもよまして繰り越しになったりすることがございますので、こういう32から33という複数年度の記載をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） ここには載っていないんですが、確認ですけれども、支援学級の場所というのはこの場合はどこにあるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） これから、10年先支援学級が4から5というふうな推移を見込んでおります。今回、特別支援学級が若干移動していただくことはあるんですけれども、新館のほうに4から5ということで今、計画を立てているところでございます。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 支援学級も通級というか、通いますよね、普通学級に。そうすると結構大変なのかなという気もしたので、そういうところも配慮されていた上での最終的なあれでしょうか。今もそうなんでしょうか、ちょっと聞かせてください。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 今現在も北館を使用している部分もございますので、どうしても行ったり来たりは出てきてしまいます。それと、今回の理科準備室を普通教室に変えるに当たりましては、中学校とも複数回協議を重ねまして、このやり方をお願いをしたいという学校側からの要望もございまして、こういう形態をとっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 19ページの今の双葉中学校の件ですけれども、ちょっと聞きそびれたのかもしれないんだけど、委託料の1,620万円は設計管理、その他を繰越明許と。その下の工事請負費という部分を聞きそびれたんだけど、何の予算ですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） それでは、もう一度、すみませんがA3の大きいほうの紙をごらんいただきまして、配置図・平面図の校舎の北側の部分にございますが、1階から4階までに不足しておりますトイレ、更衣室等の増築をいたします。その工事費でございます。

○委員長（滝川美幸君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） それは違う。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 申しわけございません。すみません、3階、4階の理科準備室を普通教室に改修するものの工事費でございます。すみません、失礼いたしました。

〔発言する者あり〕

○教育総務課長（加藤文雄君） じゃ、改めまして。すみません、私が間違いました。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） すみません、私が誤ってしまいました。申しわけございません。

3階、4階の……

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○教育総務課長（加藤文雄君） 変更するものでございます。

○議員（齊藤芳夫君） ありがとうございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 理科準備室というのがあるんですけども、この理科準備室はあってもなくてもいいという認識の中で、この準備室というのは何らかの機能を果たしていると思うんです。その辺のところと、それがなくなってもいいのかということと、その部分はどうするのかということ。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） また今のA3の用紙を見ていただきまして、3階から4階の

第1理科教室、それから第2理科教室の中の左の上のところ、そちらに理科準備室を既に移設しております。また、どうしても学校では理科準備室を必要ということで、ここには薬品とかを保管したり実験の準備をしたりということで、必ず必要ということで学校から聞いております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の説明の中で薬品とか非常に危険性も伴うものもあると思うんですよね。そういうものの管理が今まである程度余裕のあったスペースの中に入れておいて、こうやって狭くなるということですよ、そのスペースの面積が。そうすると、管理上いろいろ問題がないかどうか、その辺のところもきちっとやっておかないとまずいかななんて思っているんですけども、その辺についてはどうですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 学校と協議をした中でこのスペースの大きさ等も決めているわけですが、施錠ができるようにしてありまして、生徒がやたら勝手に入ったりとかはできないように管理体制もしっかり整えてございます。

以上でございます。

○議員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、教育総務課関係の質疑を終了いたします。

続いて、学校教育課より、10款教育費、4項学校給食費、2目学校給食費について説明をお願いいたします。

内藤学校教育課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） お疲れさまでございます。

それでは、学校教育課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書20、21ページをお願いいたします。

上段の10款教育費、4項学校給食費、2目学校給食費でございます。

補正前の額2億3,860万円に対しまして、17万円の増額補正をお願いし、合計2億3,877万円とするものでございます。補正額の財源内訳につきましては、全て一般財源であります。

内容につきましては、竜王南小学校の給食用保温食缶が破損したことに伴い、早急に新しいものを購入する必要があるため、その関係経費としまして18節備品購入費の補正をお願いするものでございます。保温食缶につきましては、白米、麺類など主食用の保温食缶を6個購入する予定であります。

以上で補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、学校教育課関係の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、秘書政策課より、2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費及び5目企画費について説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） お疲れさまです。

秘書政策課から補正予算に内容をご説明させていただきます。

補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、下から3段目になりますが、2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、02広報発行事業、補正額23万8,000円であります。広報発刊に伴います取材用のカメラとして2台所有し取材を行っておりますが、このうち平成18年度に購入いたしましたカメラの故

障を修理に出したところ、修理ができず、取材が重なる場合不都合が生じている状況です。これに伴いまして、カメラの購入費を計上したところでございます。

次に、この下段になります5企画費、03企画管理費、補正額4,630万3,000円であります。報道でも取り上げられておりますとおり、総務省では自肅要請に従わず高額の返礼品を送り続ける自治体に多額の寄附が集まるという不公平の解消を図るため、返礼品を寄附額の30%以下の地場産品に限定するなど、制度を抜本的に見直す方針を表明したところでございます。

本市につきましては、国の要請に基づき、返礼品を寄附額の30%以下に設定を行う中で、前年度の分析を行いながら商品開発を行うとともに、首都圏での広告事業を初め、ふるさと納税の窓口になっております民間各社のポータルサイトの活用を行い、本年9月上旬には前年度同期の寄附金額の約2倍の1億円を超える寄附をいただいている状況でございます。これにより、多くの寄附金の増収を図るため、新たに航空運送事業者のふるさと納税ポータルサイト「ANAのふるさと納税」を活用するための経費及び寄附金額の増収に伴います事務経費の補正をお願いするものでございます。

内訳につきましては、8節報償費3,577万5,000円につきましては、後ほど歳入の説明をいたしますが、寄附の増収に伴います寄附者への返礼とする贈呈品の費用でございます。11節需用費13万3,000円につきましては、寄附者への寄附受領証明書などを送付いたしますので、この郵送用の封筒の購入費であります。12節役務費1,039万5,000円につきましては、ふるさと応援寄附金をいただいた方々へ寄附金の受領証明書送付などの郵使用の経費と、民間各社のポータルサイトの利用額であります。

次に、歳入であります。資料の6ページ、7ページをお願いいたします。

ちょうど中段になりますが、17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金といたしまして、先ほどご説明いたしました商品開発を初め、今年度から新たに航空運送事業者のふるさと納税ポータルサイトなどの活用により寄附金額の増収を図るため、ふるさと応援寄附金を増額して8,000万円の補正をお願いするものであります。

今後、自主財源の確保に向け、引き続きふるさと応援寄附金事業に取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。委員より質疑はよろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） それでは、質疑がないということですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、9ページの先ほどのふるさと納税の件なんですが、税収をふやすために各社ポータルサイトに依頼されていると思うんですけども、各社の経費は大体どのぐらいかかっているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 現在、民間各社で6社、今お願いしているところですが、全て条件が違いまして、当初から行っている「ふるさとチョイス」みたいな場合は1%で、近年契約いたしました「さとふる」の場合は、少し事務の簡素化を図るために通知も送ってもらっていますので、その経費については13%となりますので、作業をやってもらう会社によって価格が違うので、1%から10%の範囲で一応契約を行っております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） その額は大体どのぐらいかかっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 返礼品も含め、1億1,000万ほどかかっております。これは29年度の決算見込みです。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの説明で、ANA航空何とかというのが新たにということだったけれども、その内容をちょっと説明してください。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） ANAの事業につきましては、まずはANAの専用のポータルサイトで、流れとしますと、今後ANAの国内・国外線の機内誌など、一応いろんな形でANAの航空事業の中で一応展開を行ってまいりますので、今現在はANAのふるさとポー

タルサイトから展開を始めたところであります。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで具体的にそのANAとやるためには、委託するというか、それに関する費用というのはどういうふうになっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） ANAにつきましては、入金に伴いましてその10%が一応手数料となります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

○議員（内藤久歳君） 手数料を聞いているんじゃないよ。10%か……。

〔「総額は幾ら」と呼ぶ者あり〕

〔「質問がそういう質問を聞いているから」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○委員長（滝川美幸君） しばらくお待ちください。

ちょっと休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○委員長（滝川美幸君） 再開いたします。

丸山課長、先ほどの横山議員の質問に対するお答えをいただくようです。

丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 先ほど、横山議員さんのほうから各社の金額で全部で幾らかということで、一応ポータルサイト等の依頼をお願いしまして、約7,400万程かかっております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ないようであれば、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、秘書政策課関係の質疑を終了し、以上で歳出の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時12分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、歳入について行います。

企画財政課より、14款国庫支出金から21款市債まで一括で説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） お疲れさまでございます。

このたびの一般会計補正予算1億3,978万7,000円につきまして、財源となります歳入予算について説明をいたします。各所管課から歳出にあわせまして歳入の説明もあったことと思いますので、一括して簡単に説明させていただきます。

補正予算説明書6ページ、7ページ、お願いいたします。

初めに、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金45万9,000円につきましては、戸籍事務費において戸籍事務への社会保障・税番号制度導入に向け、現在各市町村で使用している外字を統一するために、文字情報データ抽出作業に係る委託料を計上しておりますが、この財源といたしまして補助率10分の10となる社会保障・税番号制度システム整備費補助金が国から交付されるため計上するものであります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金520万2,000円でございます。内訳といたしまして、まず、農業基盤整備促進事業補助金448万円につきましては、補助金の確定に伴いまして当初予算との差額分を計上するものであります。

次に、山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金72万2,000円につきましては、市において、平成28年度に策定した中山間地農業ルネッサンス事業に係る将来ビジョンの中で、クライנגルテンを活用する地域資源として位置づけておりますが、この将来ビジョン実現に向け、クライングルテンを拠点とする地域活性化を目的とした研修会等を開催するための

財源といたしまして、補助率10分の10となる補助金が県から交付されるため計上するものであります。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金8,000万円でございます。ふるさと寄附金につきましては、先ほど秘書政策課から説明があったとおりですが、月額1,000万円の増収を見込み、8,000万円を計上するものであります。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金2,822万6,000円につきましては、今回の補正予算の財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものです。

次に、21款市債、1項市債、12目合併特例債、1節合併特例債2,590万円でございます。

内訳といたしまして、双葉中学校施設整備費へ2,730万円、土地改良事業につきまして充当額を140万円減額するものであります。

地方債現在高見込みに関する調書につきまして説明いたしますので、補正予算説明書の23ページをお願いいたします。

表の一番下の行が合計でございます。中ほどの起債見込み額の列でございますとおり、今回の補正で2,590万円を増額いたしますと、本年度の起債の発行見込み額は27億5,964万円となり、一番右の列でございますとおり平成30年度末の現在高は249億2,796万8,000円となる見込みでございます。

以上、歳入について説明いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 6、7ページの真ん中にあります中山間地活性化研修云々という話ですけれども、どんな研修なのか参考に。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 甲斐市梅の里クラインガルテンの運営的なもので研修会を、ワークショップとかその研修会、あとは具体的対策の検討とかをやるということをお聞きしております。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、歳入の質疑を終了し、質疑を終わります。

それでは、これより議案第53号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） それでは、討論がなしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第53号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時19分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き、請願審査を行います。

請願第30-4号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員であります横山議員より請願の内容を説明お願いいたします。

○議員（横山洋介君） ご苦労さまです。

それでは、教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてご説明させていただきます。

請願人につきましては、甲斐市PTA連絡協議会会長、中込幹也様、甲斐市公立小中学校長会会長、長田靖様、甲斐市公立小中学校教頭会会長、松井渉様、山梨県教職員組合中巨摩支部執行委員長、諸星嘉史様でございます。

紹介議員は私と滝川美幸議員でございます。

請願趣旨としまして、まず請願事項一、計画的な教職員定数改善を推進するとともに、少人数学級の推進を図ること。一、義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。一、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充することでございます。

請願理由といたしましては、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっております。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多い状況があります。次期学習指導要領への移行など、授業時数や指導内容が増加している中、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げることが必要です。

本市でも、「創甲斐教育推進大綱」に基づき、「甲斐で育ち、甲斐市を育てる人づくり」を基本理念に掲げ、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、是非

とも、甲斐市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2019年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

毎年この時期に同じような請願を出しておるわけですが、請願の皆様方には毎年毎年で申しわけないんですけども、継続して毎年出すということが不可欠ということだということです。また、今回、特に教職員の多忙化の解消、そして少人数学級の実現、また、各自治体の教育費の負担の軽減を図るために請願をするということなので、ぜひとも実現させていくため、また、未来の子供たちのために必要な請願でありますので、皆様にご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） ただいま横山議員より請願文書を読み上げていただきました。

これより、内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑がある方はいらっしゃいますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、横山議員からも言われたんですけども、これ前年、もうずっと継続してやっていますよね。実際の、継続してやるということは非常に大切なことですが、これをここずっとやっていて改善されたという項目というのは、俺も勉強不足であれなんだけれども、あるんですか、具体的なものというのは。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） お答えします。

改善されないのでも毎年毎年出していると。ここにも書いてありますけれども、義務教育費国庫負担制度について小泉政権下で2分の1から3分の1に引き下げられたと。通常はこれを戻していきたいということと、地方自治の財政を逼迫しているということで、こちらのほうの予算はもう盛り込んでいただきたいということを請願では訴えております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） そうすれば、これは改善されていないということで毎年同じような文書を出しているんですけども、もう少し強調するところを請願事項の中に含んだらどう

でしょうか。この請願理由という中に入っているといえ入っているんだらうけれども、毎年同じというのも、請願されるほうも何かこんなものは同じみたいな感覚じゃ困る。何かそういう工夫もちょっと必要じゃ……。どうするというんじゃないんだけれども、必要じゃないかというような感じもするんですけれども、その辺も一応皆さんに今、諮ってもらえればということなんですけれども。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 今回、私もそちらのほうについて毎回毎回同じということで、特に議員の皆様もご承知の上だと思いますが、教職員の多忙化の解消の部分が今回もっと入れたほうがいいんじゃないかということで強調していただきました。そのため、請願事項の一番最初に、計画的な教職員定数改善ということを含めております。

こういったところも含めて、先ほども言いましたけれども、教職員の多忙化の解消、そして少人数学級、実のある教育、質問の多い教育、そして自治体の教育費の負担軽減ということをこの請願事項のほうで特に強調して、3つの事項として取り上げております。お願いします。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 教職員の多忙化の問題、私も質問で3度か4度、取り上げていると思うんだけど、これはぜひやってほしいと思いますし、もう一つ、これはこれでいいんですが、三位一体改革で国庫負担が3分の1にされたというのをもとに戻せということは、数字的にはっきり言っていると思うんです。次につくるときにはその辺もぜひということでお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） もしよろしければ意見書に、もしこの請願を通していただいて、意見書のほうにしていだけるのであれば、今、この事項の中の真ん中の部分も堅持ということではなくて、2分の1に戻すというふうなことにしていいただいてもいいのかなと思いますが、よろしくをお願いします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより、本請願について順次各委員の意見を求めます。

まず、副委員長から順次お願いしたいと思いますので、金丸幸司副委員長、お願いいたします。

○委員（金丸幸司君） これ、前にも出されて採択されているかと思うので、ここに来て特に反対する事もないと思うので、採択という形でよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 小浦委員、お願いいたします。

○委員（小浦宗光君） 請願の趣旨に賛成で、採択でお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員、お願いいたします。

○委員（有泉庸一郎君） 採択でお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員、お願いいたします。

○委員（松井 豊君） 採択。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員、お願いいたします。

○委員（赤澤 厚君） 採択でお願いします。

○委員長（滝川美幸君） ありがとうございます。

秋山委員、お願いいたします。

○委員（秋山照雄君） 採択します。

○委員長（滝川美幸君） ありがとうございます。

以上で各委員の意見を終了いたします。

これより、請願第30－4号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について採決いたします。

本請願は採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で請願第30－4号の審査を終了いたします。

これで、請願審査を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時32分

再開 午前 11時38分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議、ご苦労さまでした。

ここで、職員入室のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午前 11時40分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

最後に、その他を行います。

初めに、平成30年度甲斐市総合防災訓練実施状況の報告についてを行います。

担当より説明をお願いいたします。

長谷川防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） お疲れさまです。

防災危機管理課から平成30年度甲斐市総合防災訓練の実施状況につきましてご報告をさせていただきます。

本日お配りをいたしました資料の1ページ、平成30年度甲斐市総合防災訓練各地区避難人員報告集計表をお願いいたします。

去る9月2日の日曜日ではありますが、平成30年度甲斐市総合防災訓練を実施いたしました。当日はあいにく雨が降ったりやんだりという天候の中での実施となりました。訓練会場につきましては、分散会場方式として各自治会の一時避難場所と関係機関との合同訓練は、今年度、竜王東小学校で実施をいたしました。

各自治会については、午前8時のサイレンを合図に各自が自宅等においてシェイクアウト訓練を行った後、各自治会の一時避難場所等に集まった後、自主防災組織ごとに計画した訓練を実施いたしました。今年度訓練を実施いたしました自治会数は130自治会となっております。

ます。表の右下が人員の合計となっております、訓練前の参加見込み人員は甲斐市全体で1万6,312人、当日訓練に参加した人員は1万3,033人でありました。天候が悪かったためと思われませんが、昨年度より1,644人の減となりました。

なお、左側の太線で囲ってあります富竹新田1区から4区、それから名取区が今年度関係機関との合同訓練を実施した自治会であります。

当日の天候とグラウンドコンディションの不良のため、竜王東小学校で予定しておりました救出救護訓練、水、消火器による消火訓練、耐震性貯水槽及び給水車の見学、自治体の活動パネルの展示は中止といたしました。

以上で平成30年度甲斐市総合防災訓練の実施状況について報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今年度、若干予定よりは少なかったんですけども、基本的な防災訓練、これは毎年地震を想定してやっているよね。これは最近もう地震だけじゃなくて雨とか台風とかいろんなことも想定されるわけだね、災害というのは。特に僕が一般質問でしたんじゃないけれども、山間地なんか地震が来たら土石流とか土砂災害とか、特に竜王の場合釜無川が決壊したとか、そういったことも想定した中の今度は防災訓練というのかな、その中に入れていく必要もあるんじゃないかと思うんだけどね。

あくまでも地震だという想定でやっているんだけど、その自治会によって水が危険なところ、崖崩れが危険なところ、いろいろあるわけだね、基本的に。だから、そういったものも自治会にあくまでももうその内容を任せるんじゃなくて、行政としてもこういったものを自治会に、この地域が危ないと、こういったもので危険があるということで、ある程度そういったものも指導した中で、そういった訓練もしてもらおう。こっちである程度自治会に呼びかけてやることは必要じゃないかと思うんだけど、その辺はどんなふうに考えているかな。

○委員長（滝川美幸君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 委員さんのおっしゃることはよくわかるわけでございます。総合防災訓練ということで地震を想定した訓練ではございますけれども、一部土のう

づくり訓練とか、あと水害にも共通する避難訓練とか、そういったものはやっているわけですが、特に関心があるのは、特に場所によって山間地域とか、今、委員さんがおっしゃる水害の想定される自治会については、それに沿った訓練も今後やはり必要になってくると思いますので、それについてはまた新しいような訓練、取り入れられそうなものについてはまた検討してまいりたいと考えております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひその辺で検討してもらいたいと思います。

ただ、基本的にいつも言っているとおりいろんな、今回、議員さんが一般質問でかなり防災関連は意見を言ったんだけど、やっぱり市民の意識がやっぱりまだまだ、ほら、うちのところはまあ大丈夫と、何百年もないからそんな災害はないじゃないかと言うけれども、最近どこでも、ニュースを見てもわかるとおり、今まで想定しなかったようなことが起きているわけだね、基本的に。

だから、市民にそういう意識というか、やっぱりここら辺はこういった危険性がありますよと意識を植えつけるためにも、やっぱり地域に合った防災を今後、今、課長が検討していただけるということですので、ぜひ検討して、やっぱり住民に知らしめていただけるような防災訓練を行っていききたいと、これ要望で結構です。よろしくお願いします。

○委員長（滝川美幸君） それでは要望ということで、よろしくお願いします。

ほかに、委員の質疑ありますか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 委員の質疑がなければ、これで委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許可いたします。

横山議員。

○議員（横山洋介君） うちの地元のほうで大変申しわけない話なんですけど、大栄地区は一時避難で島上条公園に集まるんです。その後、避難所として敷島中学校のほうに行くんです。その上にすぐ体育館があるんですけども、敷島中学校のところ。その横にある上町の方々は敷島中学校が一時避難じゃなくて、わざわざ総合文化会館のほうに避難してきて、避難所はそのまま体育館になるんですけども、ちょっとそのあたりで、その地域地域で、中学校が近かったりとか、すぐ近くの公共施設のほうに近かったりとかするんで、これ区長からも要望が出ていると思うんですけども、そういった、特に上町とかになってくると、

ちょっとどっちに行ったらいいのかなという部分もあったりとか、避難所のキャパの問題もあったりとかして、そういうふうにはしていると思うんですけども、ただそれだけ歩くということはリスクもあるし、逆に避難する同士が逆方向へ向かっていくという部分もあるんで、そういったところもちょっともう一度ほかの地域も見て、検討していただきたいところも出てくるとは思うんですが、そういったところはいかがでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 敷島地区につきましては、前、中下條公園が指定避難場所になっておりましたけれども、見直しの中で敷島総合文化会館等に場所を変えた中で、対象とする地区も見直しをしたところでもありますけれども、特に最近その大栄の区長さんからそういったお話はいただいているわけですが、そういう話があればまた、その地区だけということになりませんので、その周辺の自治会を巻き込んでという話になりますので、またその辺は検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 各9町ごとの要援護者の数はわかりますか。わからなければ後で教えてください。ここじゃないかもしれませんね。

○委員長（滝川美幸君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 今、手持ちの資料がございませんので、終了したところで長寿のほうから資料をいただいております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） さっきの防災訓練の話なんですけれども、地域が入り組んでいるところは、私らのところでは例えば榎だとか、あるいは上篠原とか。でも向こうの集会場に遠いとかいう人はこっちに来ているというのを、柔軟性を全部持たせてお互いにやっています。それは、そのときに数字が、どこの中のどなたが来て、全部で何人という数字には該当しません。だから、古村区の訓練のところに来ている人が上篠原区の人もいるし榎の人もいるという可能性があります。だから、この行政のほうでつくる資料に何となく縛りがあると、

それでやらなきゃいけないというふうになっちゃうようなふうみんなが受け取っているの
で、そこら辺はもう少し何ていうか、そういう広報の仕方も検討すべきと思うんだけど
も、その辺はどうですか。

○委員長（滝川美幸君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 先ほどの要援護者のほうの話もあるかと思いきり
ども、安否確認する際についてはやはりそういった問題が出てくると思いますので、その辺
はまた防災委員さんとか、そういった会議の中でも話をしていきたいというふうに考えてお
ります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で平成30年度甲斐市総合防災訓練実施状況の報告についてを終わります。

次に、委員よりその他何かありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

事務局より。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時51分